

平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて教員免許状を申請される方
もしくは取得された方で、
教育職員免許状の申請に必要な単位や資格を得てから
10年以上経過されている方へ

- 1 平成 21 年 4 月 1 日から教育職員免許更新制が導入されたことにより、平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて申請される方の教育職員免許状に、所要資格（申請に必要な単位や学位を得た日、保健師免許証を授与された日、教員資格認定試験に合格した日等）を得てから 10 年の有効期間が付されるようになりました。
- 2 これに伴い、所要資格を得てから 10 年を経過した方は、大学等で実施される免許状更新講習を 30 時間以上受講・修了してからでないと教育職員免許状の申請ができなくなりました。
- 3 したがって、このことに該当する方が、新たに教育職員免許状の申請を行う場合には、免許の取得に必要とされる書類とあわせて、講習開設者が発行する「免許状更新講習修了証明書」又は「免許状更新講習履修証明書」を提出するようにしてください。

※ 教員免許更新講習については、北海道教育委員会のホームページ内にも情報が掲載されておりますので、参照ください。